

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについては、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めて行くための重要な経営政策と認識し、経営の効率性及び透明性の向上、取締役会及び監査役(会)の機能の強化等を図るために、各種の施策に取り組んでおります。

当社は、監査役制度の下で執行役員制度を導入し、「監督・意思決定に係る機能」と「業務執行に係る機能」の分離等を図るとともに、取締役の員数の適正化を図り、意思決定の迅速性・機動性の向上に努めています。併せて、経営の透明性の確保を企図して、独立社外取締役(2名)及び独立社外監査役(2名)を登用するとともに、経営責任の明確化及び経営環境の変化への迅速な対応を企図して、取締役の任期を1年としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[\[更新\]](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[\[更新\]](#)

<原則1-4. いわゆる政策保有株式>

当社は、経営戦略、取引先や事業提携先との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、他社の株式を保有することがあります。

また、当社は、取締役会にて、主要な政策保有株式についてそのリスクとリターン等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これらを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行ってまいります。

議決権行使に当たっては、当社グループの利益に資することを前提に、投資先の中長期的な企業価値向上への貢献等、様々な観点から検討を行った上で、賛否を総合的に判断いたします。

<原則1-7. 関連当事者間の取引>

当社は、取締役が競業取引及び利益相反取引を実施する場合には、取締役会の承認を得ることにしております。

また、当社は、親会社を含む関連当事者との間で取引を実施する場合には、市場価格等を勘案して交渉の上、一般的な取引条件によることにしております。

<原則3-1. 情報開示の充実>

(1)当社は、中期経営計画を取り締役会にて決議した後には、速やかに東京証券取引所に開示するとともにアリスト・投資家向け説明会を実施しております。また、当社は、ステークホルダー(お客様、社員、社会、環境、株主)に対する東芝テックグループの意志と決意を表明したグループ経営理念について、当社ホームページ上に開示しております。

(2)当社は、コーポレート・ガバナンスについては、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めて行くための重要な経営政策と認識し、経営の効率性及び透明性の向上、取締役会及び監査役(会)の機能の強化等を図るために、各種の施策に取り組んでおります。

(3)取締役及び執行役員の報酬は、業績に連動しない報酬、業績に応じて支給する報酬、株価との連動性を高めた報酬(株式報酬型新株予約権)で構成されており、業績に応じて支給する報酬は、業績と連動した評価とともに中期的な打ち手をも評価し、これらを総合的に判断して決定する方針としております。

取締役会は、取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっては、取締役4名(内、独立社外取締役2名)で構成され、独立社外取締役を委員長とした指名・報酬諮問委員会(以下「指名・報酬諮問委員会」といいます。)における審議を経た上で、当該報酬を決定いたします。

なお、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

(4)取締役及び監査役候補者の指名並びに執行役員の選任を行うに当たっては、それぞれの人格、見識等を十分考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名・選任する方針としております。

取締役会は、取締役及び監査役候補者の指名並びに執行役員の選任を行うに当たっては、指名・報酬諮問委員会における審議を経た上で、当該指名及び選任を行います。

なお、取締役会は、監査役候補者の指名を行うに当たっては、当該候補者の選任に関する議案を株主総会に提出することに関し監査役会の同意を得た上で、当該候補者の指名を行います。

(5)取締役及び監査役候補者の略歴、選任理由等は、株主総会招集通知等で開示しております。また、執行役員候補者の略歴等は、適時開示資料等で開示しております。

<補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任範囲の明確化>

取締役会は、取締役会規則、取締役会付議基準及び権限基準を定め、取締役会で審議すべき重要事項及び執行役員に委任する権限を明確化するとともに、執行役員に委任した業務内容を当社ホームページ等で開示しております。

<原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たす独立社外取締役2名を選任しております。独立社外取締役は、企業経営者として培われた豊富な経験、見識等を有しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、独立した立場から当社の意思決定並びに業務執行及び利益相反の監督等を行っております。

<原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

取締役会は、当社独自の「社外役員の独立性基準」を下記のとおり定めております。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献を期待すべく、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ企業経営者として培われた豊富な経験、見識等を有する人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

社外役員の独立性基準

取締役会は、上場している金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役または使用人として在籍

- していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
2. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役または使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
 3. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役または使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社または当社の連結売上高の2%を超える場合。
 4. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役または使用人であった場合。
 5. 当該社外役員が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外役員が所属する団体が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
 6. 当該社外役員が、現在もしくは過去3年間において業務を執行する役員もしくは使用人として在籍していた法人、または本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。
 7. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役または使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
 8. 当該社外役員が、現在または過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在または過去3年に代表社員、社員または使用人であった場合。

注:社外取締役及び社外監査役を総称して「社外役員」という。

<補充原則4-11-1. 取締役会の構成に関する考え方>

取締役会は、豊富な経験、見識等専門知識を有した取締役9名(内、独立社外取締役2名)で構成されており、取締役としての役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模の両立が確保されていると認識しております。

取締役の選任に関する方針・手続は、<原則3-1. 情報開示の充実>(4)及び<原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>に記載しております。

<補充原則4-11-2. 取締役及び監査役の兼任状況>

独立社外取締役及び独立社外監査役をはじめ、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、法令等に基づき適時適切に開示してまいります。

<補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の分析・評価及びその概要>

取締役会は、現状を認識するとともに課題を抽出し、更なる取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役及び監査役全員に対し以下の項目についてアンケートを実施し、取締役会の実効性について分析・評価を行いました。

- (1)取締役・監査役自身の職務執行に関する事項
- (2)取締役会の実効性に関する事項
- (3)取締役会の構成に関する事項
- (4)取締役会の運営状況に関する事項
- (5)取締役会の審議に関する事項
- (6)取締役・監査役への支援等に関する事項

アンケート回答を分析した結果、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価いたしました。なお、当社は、取締役会の実効性を更に高めるため、主に以下の事項の改善に取り組んでまいります。

- (1)取締役会における議論の活性化
- (2)取締役会における企業戦略や経営方針など大きな方向性に関する議論の重点化
- (3)取締役会の議案等に関する事前説明の徹底

<補充原則4-14-2. 取締役及び監査役に対するトレーニング方針>

当社は、取締役及び監査役の経営者意識及び戦略的思考の醸成並びに法的責任・義務の遵守徹底を図るべく、取締役及び監査役に対し、役員就任時及び就任後定期的に、それぞれに求められる役割・責任に応じたトレーニングの機会を提供しております。

<原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針>

取締役会は、当社グループ全ての役員・従業員がとるべき行動規範として制定した東芝テックグループ基準(以下「グループ行動基準」といいます。)において「お客様、株主はじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時かつ適切に開示します。」と定め、当社は、この周知徹底、実践にグループ一体となって取り組んでおります。

当社は、このグループ行動基準に基づき、第2四半期決算及び期末決算に係る説明会を開催し、CFOが出席した株主や投資家に決算概要を説明するとともに、ディスカウント・ペーパーリーを定め、会社情報の適時適切な開示に努めております。また、株主や投資家から対話の申込みがあった場合には合理的な範囲で対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)東芝	144,137,507	50.02
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	13,031,000	4.52
ゴールドマンサックスインターナショナル	8,243,783	2.86
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピー・アールディ アイエスジー エフィー・エイシー	5,794,703	2.01
日本トラスト・サービス信託銀行(株)(信託口)	4,898,256	1.70
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	4,437,000	1.54
東芝テック社員持株会	4,413,930	1.53
第一生命保険(株)	3,643,000	1.26
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	3,536,000	1.23
野村証券(株)自己振替口	3,375,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	(株)東芝（上場:東京、名古屋）(コード) 6502

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】は、2016年9月30日現在の状況です。上記のほか、自己株式が13,439,511株(割合4.66%)あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(株)東芝及び東芝グループ各社との取引関係については、市場価格等を勘案して交渉の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。また、東芝グループ内リソースの効率的活用の観点から、研究開発委託、業務委託などの各種契約を締結しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社は(株)東芝であり、同社は当社の議決権を52.8%(内、間接所有0.1%)所有しております。

当社は、東芝グループにおいて、リテールソリューション事業及びプリントイングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

また、当社の子会社の内、国際チャート(株)は国内の金融商品取引所に上場しておりますが、上場子会社としての独立性を維持・確保するため、企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項を除き、原則として個別に経営事項について指示することはしておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
桑原 道夫	他の会社の出身者									△			
長瀬 真	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑原 道夫	○	桑原道夫氏は、2010年5月から2013年5月まで、当社の取引先である(株)ダイエーの代表取締役社長を務めておりました。当社は(株)ダイエーに対し、POSシステム等の販売等を行っておりますが、当社全体の売上に対する同社との取引金額は僅少であり、同社との取引に重要性はありません。	桑原道夫氏は、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ企業経営者として培われた豊富な経験、見識等を有しております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の意思決定並びに業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、社外取締役として選任するとともに独立役員に指定しております。
長瀬 真	○	――	長瀬真氏は、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ企業経営者として培われた豊富な経験、見識等を有しております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の意思決定並びに業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、社外取締役として選任するとともに独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社の取締役会は、指名・報酬に係る取締役会機能の独立性・客觀性を強化するため、任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。当該委員会は、取締役4名(内、独立社外取締役2名)で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。

また、当該委員会における主な審議事項は以下のとおりです。

(1)指名に関する事項

- ・取締役及び監査役の選任・解任
- ・代表取締役及び役付取締役の選定・解職
- ・執行役員の選任・解任

(2)報酬に関する事項

- ・取締役及び執行役員の評価並びに報酬等

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役3名(内、独立社外監査役2名)による監査、会計監査人による会計監査、社長直属組織「経営監査部門」による内部監査を実施いたしております。監査役、会計監査人及び経営監査部門は、年間予定、業務報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ隨時意見・情報交換等を行い、相互の連携を高めております。また、監査役、会計監査人及び経営監査部門は、内部統制関連部門との間で必要に応じ随时意見・情報交換等を行っております。

なお、会計監査はPwCあらた有限責任監査法人に依頼しており、業務を執行する公認会計士の氏名は下記のとおりです。

- ・業務を執行する公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 岸信一、萩森正彦、善場秀明

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大内 猛彦	弁護士													
田渕 秀夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大内 猛彦	○	—	大内猛彦氏は、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ弁護士として培われた豊富な経験、見識等を有しております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない、当社の業務執行の監査等を果たすことができるものと判断し、社外監査役として選任するとともに独立役員に指定しております。
田渕 秀夫	○	—	田渕秀夫氏は、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ企業経営者及び監査役として培われた豊富な経験、見識等を有しております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない、当社の業務執行の監査等を果たすことができるものと判断し、社外監査役として選任するとともに独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役及び執行役員の報酬は、業績に連動しない報酬、業績に応じて支給する報酬、株価との連動性を高めた報酬(株式報酬型新株予約権)で構成されております。

業績に応じて支給する報酬は、業績と連動した評価とともに中期的な打ち手をも評価し、これらを総合的に判断して決定する方針としております。

株式報酬型新株予約権は、業務執行取締役及び執行役員に対し割り当てております。なお、業務執行取締役に対する株式報酬型新株予約権に係る報酬額は、年額30百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬と株価との連動性を高め、株主の皆様と利害を共有することで、株価上昇及び業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図るため、業務執行取締役及び執行役員に対し、株式報酬として新株予約権を割り当てる制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

ホームページに、有価証券報告書、事業報告を掲載しております。

2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日までの)の役員区分ごとの報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額(単位:百万円)

	報酬等の総額	基本報酬	株式報酬型新株予約権	賞与
取締役 9名 (社外取締役を除く)	162	138	24	—
監査役 3名 (社外監査役を除く)	35	35	—	—
社外役員 1名	3	3	—	—

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

前述のコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 <原則3-1. 情報開示の充実> (3)をご参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

原則、独立社外取締役については総務部門が、独立社外監査役については監査役室(専従スタッフ)がサポートしております。また、経営の透明性の確保を企図して、必要に応じ随時意見交換、情報の伝達、会議における資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状の体制の概要

当社は、監査役制度の下で執行役員制度を導入し、「監督・意思決定に係る機能」と「業務執行に係る機能」の分離等を図るとともに、取締役の員数の適正化を図り、意思決定の迅速性・機動性の向上に努めております。併せて、経営の透明性の確保を企図して、独立社外取締役(2名)及び独立社外監査役(2名)を登用するとともに、経営責任の明確化及び経営環境の変化への迅速な対応を企図して、取締役の任期を1年としております。

取締役会にて選任された執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針及び重要な事項に従い、業務執行を行っております。

経営監視面では、取締役9名(内、独立社外取締役2名)による業務執行の監督、監査役3名(内、独立社外監査役2名)による監査、会計監査人による会計監査を実施するとともに、社長直属組織「経営監査部門」による内部監査を実施しております。

(2) 監査役の機能強化に係る取組み状況

当社は、監査役の職務を補助するため「監査役室」を設置するとともに、監査役の職務を補助させる従業員の人事について監査役と事業協議を行うこととしております。また、当社は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行うとともに、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供しております。

監査役は、会計監査人及び経営監査部門(内部監査部門)と、年間予定、業務報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時意見・情報交換等を行い、相互の連携を高めております。また、監査役は、内部統制関連部門との間で必要に応じ随時意見・情報交換を行っております。

(3) 責任限定契約の状況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

当社は、社外取締役 桑原道夫氏及び同 長瀬眞氏、並びに社外監査役 大内猛彦氏及び同 田渕秀夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現状の体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると判断しているため、現状の体制を選択しております。

独立社外取締役の役割や機能については、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 <原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用> に記載しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会開催日の3週間以上前に発送することとしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の株主様は、(株)ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームを利用いただけます。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、(株)東京証券取引所のWEBサイト(東証上場会社情報サービス)などで提供しております。
その他	定時株主総会では、事業概況等をビジュアル化して報告することにより、出席された株主様に、よりわかりやすく、より深く当社を理解いただけるよう、努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、公表しております。ディスクロージャーポリシーの内容は、後記の「その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」をご参照下さい。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算に係る説明会を開催し、CFOがその概要説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは、以下のとおりであります。 http://www.toshibatec.co.jp/company/ir/ ホームページに、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、ビジネスレポート、株主総会情報等の投資家向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR事務連絡責任者は、経営企画部広報室長であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダー(お客様、社員、社会、環境、株主)に対する東芝テックグループの意志と決意を表明したグループ経営理念「私たちの約束」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR推進センターを設置し、法令遵守、お客様満足、人権尊重、社会貢献、環境保全など、CSRに関する諸活動を体系化し、活動を進めております。また、毎年CSR報告書を発行して活動内容を開示するとともに、ホームページ(http://www.toshibatec.co.jp/company/csr/)にCSR活動に関する情報を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ全ての役員・従業員がとるべき行動規範としてグループ行動基準を制定し、情報開示に関して「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時かつ適切に開示します。」と定め、この周知徹底、実践にグループ一体となって取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全という観点から、内部統制システムの充実に努めています。

当社は、取締役会決議に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備するとともに、当子会社についても当社に準じて内部統制システムの整備を行うこととしております。

【当社グループの業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を策定し、取締役及び執行役員は、高い倫理観と遵法の精神をもって「グループ行動基準」を遵守する。

イ. 取締役会は、定期的に取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に隨時取締役会で報告させる。

ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。

エ. 監査役は、定期的に取締役及び執行役員のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。

オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要な情報を取締役、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. Chief Risk-Compliance Management Officer(以下、CROという。)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。

イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるこことを確保するための体制

ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。

オ. 取締役及び執行役員は、当社及び子会社の適正な業績評価を行う。

カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「グループ行動基準」を遵守させる。

イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度(以下、内部通報制度といいます。)を設置し、取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。

イ. 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。

ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要な事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。

エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。

オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。

カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施する。

キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

【監査役の職務の執行のために必要なもの】

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。

(8) 前号の使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

(9) 監査役への報告に関する体制

ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。

イ. 国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。

ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。

イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役の往來・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。

エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。

オ. 取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。

カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。

キ. 取締役及び執行役員は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による事業活動への関与防止及び当該勢力による被害防止を図るため、内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。

(1) 統制環境の整備

1997年12月、取締役会にて反社会的勢力との関係根絶を決議し、適法かつ適正な事業活動を妨げる反社会的勢力からの接触への対応を行ております。

また、2006年7月、反社会的勢力との関係根絶に向けた対応を強化するため、反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「グループ行動基準」に明記するとともに、その趣旨を反映した条項を標準契約書に追加するなどの施策を実施いたしました。2008年4月には、「渉外監理基本規程」を制定し、渉外監理総括責任者の設置を含む管理体制の充実、対応方針の明確化を図っております。

(2) リスク評価の徹底

反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「グループ行動基準」に明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

また、「グループ行動基準」冊子の配布、同基準の教育の継続的実施などにより、反社会的勢力との関係根絶を役員・従業員に徹底しております。

(3) 統制活動の推進

反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、渉外監理部門が中心となって、反社会的勢力への対応要領の整備、教育の継続的実施など、役員・従業員に対する啓蒙活動を推進しております。

また、「グループ行動基準」に同基準違反者に対する懲戒規定を設け、同基準の遵守徹底を図っております。

(4) 情報伝達の明確化

渉外監理部門が関係情報の収集・伝達を行い、関係者への周知徹底を図っております。

また、警察、弁護士、全国暴力追放運動推進センター等(以下、外部専門機関という。)との連絡窓口を定めて情報伝達を円滑に行うことにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

(5) 監視活動

反社会的勢力排除に向けた管理体制下で自主監査を行っている他、監査役の往査・ヒアリング、経営監査部門の内部監査などによる監視を実施しております。

(6) 外部との緊密な関係構築

反社会的勢力からの接触に備え、外部専門機関と適宜情報交換を行うなど、外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後も社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを構築し、経営の透明性の確保、取締役会及び監査役(会)の機能の強化等を図ってまいります。

(適時開示体制の概要)

当社は、グループ行動基準において、情報開示に関して「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時かつ適切に開示します」と定め、この周知徹底、実践にグループ一体となって取り組んでおります。

そして、このグループ行動基準とともに、「インサイダー取引防止規程」、「情報セキュリティ管理基本規程」、「関係会社管理規程」といった会社情報の管理及び適時開示に関する社内規程を制定して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に実施する体制を構築しております。

これらのグループ行動基準及び関連規程に基づく当社の適時開示に係る体制等は、以下のとおりとなっております。

(1)決定・発生事実の適時開示体制について(参考資料2 参照)

決定・発生事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、所管部門が直ちに法務部門に報告することとしております。法務部門は、この報告を受けた後、適時開示の要否を判定するとともに、適時開示をする場合には、経営企画部門及び関連部門と連携のうえ開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、経営企画担当執行役員が情報取扱責任者、経営企画部門が担当窓口となって当該情報を開示することとしております。

また、子会社に係る重要な決定・発生事実についても、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、子会社が直ちに当社に報告することを制度化し、適時開示を行うこととしております。

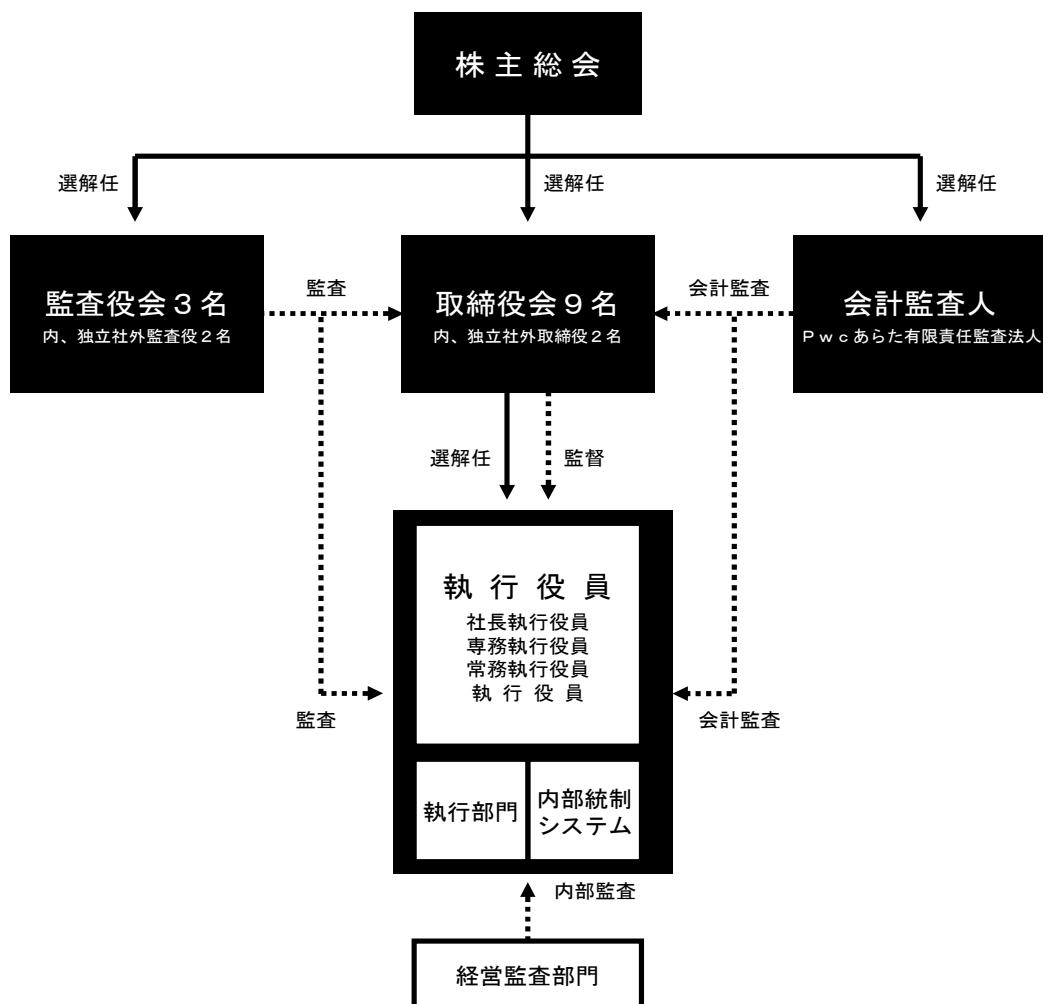
(2)決算情報の適時開示体制について(参考資料2 参照)

決算、配当、業績予想等の決算情報については、財務部門が中心となって関連情報(子会社に係るものを含む)の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、財務部門、経営企画部門及び法務部門が連携して、適時開示の要否の判定や、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、経営企画担当執行役員が情報取扱責任者、経営企画部門が担当窓口となって、当該情報の適時開示を実施することとしております。

(3)適時開示情報の管理体制等について

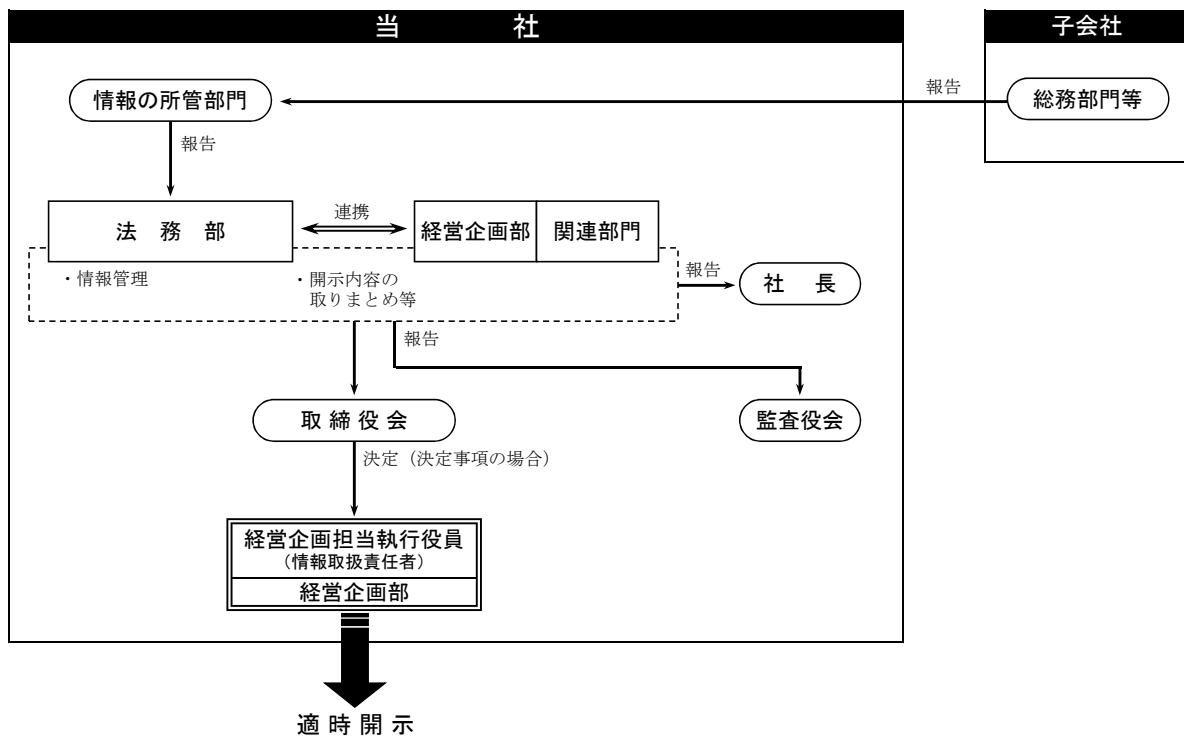
適時開示情報の管理にあたっては、社内規程に基づき、法務部門が該当情報の情報統制を行うこととし、該当情報に接する者を必要最小限に止めるとともに、これらの関係者からは機密保持及び当社株券等売買禁止の「誓約書」を取得するなど、該当情報の漏洩防止、インサイダー取引防止のための措置を講じております。また、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス教育を適宜行うなど、適時開示情報の取り扱いに充分配慮するよう、周知徹底に努めております。

【参考資料1：コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【参考資料2：適時開示体制の概要についての模式図】

1. 決定・発生事実



2. 決算情報(配当、業績予想等を含む)

